慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	松田和晃君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.7 (1988. 7) ,p.132- 136
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880728-0132

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

さて、以上の所感はともかく、われわれ審査担当者は、菊池君の論文集のもつ本格的研究としての意義を積極的に認め、よって、菊池理夫君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することを適当と考えるものである。

昭和六十二年三月

論文審査担当者

主査　慶應義塾大学法学部教授　多田　真鋤

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　奈良　和重

副査　慶應義塾大学法学部教授　内山　秀夫

松田和晃君学位請求論文審査報告

松田君の「律令制下における寺院統制の研究」と題する学位請求論文は、前後二編、並びに史料編の計三部に分たれている。前編は、古代国家がその仏教統制策の要として作成上申を命じた「資財帳」なる公文書をめぐる諸問題の検討、後編は、各寺に伝えられている資財帳についてのテキスト研究、史料編は、各寺の資財帳の集大成とその正確な翻刻作業が、これにあてられている。

律令国家が、仏教を奨励し、寺院の保護に熱意を有したことは広く知られている。しかし、政府は一方、その統制についても大なる意を用い、特に寺院財産が法を越えて過大にならざるよう、また既存の財産が不当に流失せざるよう、監視につとめていた。その手段として考案せられたことが、資財帳の提出を各寺に義務づけるという方策であって、それは、律令政府が、人民統制の手段として、戸籍、計帳を整備するために手実なる申告書の提出を各戸に命じたことと軌を一にするものといえる。

戸籍、計帳に関する政治史的、或いは法制史的研究は、まさに汗牛充棟である。しかるに資財帳に関しては、寺院統制手段としての立場からこれを論じた研究は、管見の及ぶ限りにおいては一例もない。従前の論考においては、この文書が、養老公

式令文案条にみえる如何なる文書に該当するか、という基礎的問題ですら論じられたことがない。松田君の論考は、まさにかかる未開の原野に、最初の粗鉏を入れたものとして、注目に価いするといえよう。

前編は、「資財帳制度の成立と展開」と題せられ、序章として、先ず承和年間に起った法隆寺僧善愷を原告とする同寺檀越登見直名に対する訴訟事件が論ぜられている。当該事件は、法制史上きわめて有名な事件であって、これに言及した先学は夥多である。しかし、この争訟については、史料が錯綜し、諸家の意見がさまざまである。著者は、本項において史料の整備につとめ、明法家の論旨を正確に把握し、進んで、善愷告状にみえる「強売賤物」、これによって不当な利得をえたとする一句について、新見解をみせている。

当代寺院財政において、仏分、法分、僧分、通分なる互用を禁ずる用途別区分が存在したことは、著者の指摘の如くであろうから、「賤分」、即ち奴婢用の財物が存したことは、大いに考えられる処であり、この問題については、今後更に優劣をきそう必要が生じたといえよう。

さて、右の考証を経て著者は、当該訴訟を以て、寺院財産が不当流失する可能性が常に存在した最も明瞭なる証左とみなし、かかる不祥事を統制する手段が、いかに講ぜられたかとして、本論へとその記述を進めている。

本論第一章、第一節、第二節は、資財帳作成制度の成立過程がこれにあてられ、霊亀二年に、荒廃寺院の整理統合等のために、さし迫った問題解決のための臨時格として出された格制が、次第に一般的統制法たる永格へと変じ、格制の対象たる資財帳も、財物を列挙した簡単な書類より、財物入寺の由来を記した所謂縁起を伴った詳細な文書、即ち、天平十九年帳様のものへと発展した経緯が縷説されている。而して、その発展の因由としては、東大寺建立のための諸寺結束の必要性、天平十五年の永世私財法の施行等々が考えられており、統制成立、進展に関連する政治史的背景が思考されている。

第三節は、定額寺とやや性格を異にする国分寺の管理についてであり、国分寺資財帳なるものが作成されたか否かが問題とされている。この種の文書については伝存するものがないが、著者は延喜五年「佐伯院付属状」にみえる東大寺と香積寺との訴訟記録より、総国分寺たる東大寺において、資財帳が作成されていることを確認し、各国国分寺においても、これに準じたものが整備されていたと推定している。

第四節以下においては、奈良時代後期より、平安時代にいたるまでの資財帳制の興亡が論ぜられている。

天平以降における統制整備の結果、奈良朝末にいたって、資財帳進官制は毎年行われ、それは実に三十年にわたって実行せられた。真に、律令国家の仏教統制の最盛期ともいうべき時である。しかし、この制度は、延暦年間、定額寺については停止となり、ついで、天長年間、六年一進制として復活され、続い

て貞観年間、四年一進制へと改められた。しかし事実は、律令国家の弱体化にともない、進官のことは、次第に減少し遂には全く有名無実となりはてた。その様はまさに班田法の推移をみるが如くであって、興味深い。

第六節にいたるまでの記述は、右の経緯の実証、並びに制度変遷の原因の究明にあてられており、その中には、平安時代にいたって生じた国司交替の際の解由の制と、資財帳上申制との関連等が詳説されている。

なお、本章、第六節には、別に資財帳作成提出制の母法たる中国の制が論ぜられ、そこには、大英図書館蔵スタイン文書にみえる寺院財産目録帳が指摘され、隋唐にその源流が見出されることが述べられている。筆者の知る限りにおいては、かかる指摘は、中国仏教史研究において、殆どその例をみない。従って、かかる記述が、あたかも付論の如く本節に掲載されていることは、惜みても余りあることである。当該記述は、当然に本章劈頭を飾るべきものであり、論文構成技術上の問題点として、あえて苦言を呈しておきたい。

第二章は、資財帳の保管義務と、その法的価値との考証にあてられ、一節より四節にいたる部分においては、保管義務に関連して、多くの資財帳に付されている「流記」なる語の意義が究められている。

流記たる語の意義については、一般に「後代にまで流す記録」とする理解がなされている。しかるに著者は、この語には別に資財の由来を注記せるもの、とする用例も存在することを指摘している。仍って、流記なる表題がみえても、それを常に資財帳の保管の問題と関連づけることは出来ないことにならざるをえない。

第五節は、かかる前提の下に、改めて資財帳の保管を論じたものであって、著者は、養老の公式令文案条に着目し、資財帳は同条所見の「財物帳」に該当するとして、この法により、それは官において「常留」が要請されたとしている。

なお、天平十九年帳巻末には、「仍為恒式、以伝遠代」なる文言がみえている。従って、二部、或いは三部上申される資財帳の中、その一部は寺側に返還され、その保存が要請されたのであって、以上よりみて、資財帳は、官及び寺側において、いずれも厳格に伝えられるべきものであったとしめくくられている。

而して、著者は、これより資財帳の法的価値へと論を進め、それが、時々の寺院統制の用具であったことはいうまでもないが、同時に、戸籍が、当代訴訟法上、大なる証明力を有したと同様に、資財帳もまた、不動産物権の存在を推定せしめる証拠として利用されたとして、天平宝字年間に結末を迎えた紀寺の訴訟をはじめとして、多くの法的紛争にそれが援用された様を詳記している。

事実、資財帳が今日に伝えられた主たる理由は、本文書が、かかる機能を有した故であって、律令国家が弱体化し、その寺

院統制が終りをとげた後においても、寺院側が重宝としてそれを保存したのは、この文書が中世における手継文書に連結されたためである。従って、著者のこの点の主唱は、資財帳制の研究を、中世公家訴訟法研究へとつなげる接点を示したものとして注目すべきであると思う。

本論考後編は、今日その姿を、原本、或いは伝写本の形式によって伝えている多くの資財帳について、その伝来の経緯を究め、諸本の校合を行い、その史料的価値を決定することにおかれている。その各章には、円満寺旧蔵弘福寺文書所収の資財帳関連文書、観世音寺和銅二年帳、興福寺資財帳、安祥寺資財帳等が配当され、従来、その刊本に多くの径庭が見出されるもの、或いは殆ど利用されなかった史料について、考究が加えられている。

右の中、原本が既に焼失し去っている円満寺文書の検討は、特に詳密であって、その写本の諸本が、何人によって、いかに伝写されきたったかが明かにされている。出典の不明等によって、本文書の写本について不信の念を抱いた人は多いが、著者の研究によって、かかる疑点は、全く氷解するにいたったといってよい。

また、「興福寺流記」には、奈良時代に作成された多くの資財帳逸文が見出されるが、その各逸文の時代擬定については、渋谷和貴子氏の論考一篇が存するのみであった。従って、渋谷氏の見解を参酌しつつ、かつそれを批判する著者の論には、肯定すべき点が多く、逸文の作成年代については、殆ど解決をみたといって過言ではないと思う。

なお、本編には、付論として、寺院統制を必要とするという面では、律令国家とほぼ同一の立場にあった江戸幕府が、文政年間に各寺院より呈出せしめた「寺社書上」なる文書の紹介がなされている。

幕府が千二百の寺院より上申せしめた当該文書が、「御府内備考」なる官版の編集のためのものであったことは一般に知られている。しかし、一二一冊に及ぶその内容の検討を行ったのは、著者が最初ではないかと思う。

而して著者は、この書上の書式等よりみて、本文書の作成は、単に一書の資料をうるためのものではなく、その背後に、幕府の寺院財産把握の意図が存したのではないかと推定している。即ち、寺社書上を以て、資財帳と同一意図の下に成立せるものとみるわけであって、興味深い問題提起といえよう。

第三部史料編は資財帳の史料集であって、この種の文書が、各種刊本に散在して収められ、しかもその内容には、しばしば錯誤が見出される現状にふまえ、これを一堂に集め、原本写真を併掲し、正確な解読をなす作業がなされている。法制史、政治史をとわず、その実証研究において、良質なる史料集が要望されることはいうまでもない。従って、本編が、今後の研究者に与える便益は多大なるものがあると思われる。

再言するが、律令時代と称される奈良、平安時代において、

政府が仏教を統制せんとしたことを指摘した史家は、決して少くない。しかし、その統制の継続的手段としての資財帳制の実証的研究は、殆どその例をみず、それは全く研究の空隙ともいうべきものであった。本論考は、かかる間隙に一歩をふみ入れたものであって、これについての著者の努力は、大いに評価されるべきである。

しかし、資財帳をめぐる諸問題の研究が、これを以てすべて解決されたわけではないことは、著者自身が、その序文において述べている通りであって、特に本論考における採択史料が、おおむね鎌倉前期でおわっていることは「前途程遠」の観を強めざるをえない。

鎌倉以降、室町期にいたるまでの寺院に関する史料、特に訴訟史料は、既刊、未刊のものを含めて、きわめておびただしい。従って、それ等の中より、更に資財帳、或いはそれに関連する新史料を見出すことは、かならずしも不可能ではないと考える次第である。

しかし、かくはいっても、右の言は、あくまでも望蜀であって、本論考が、律令国家の重視した一制度についての、殆ど最初の研究であるとする評価は、これを勁しえないと考える。史料採択の範囲について批評を加えたが、それは古代制度史研究においては、おおむね何人の論考についてもいえることであって、中世の多量な史料の壁は、きわめて高く、これを越えることは至難のことである。仍って、ここでは、松田君が、着実に研究を拡大し、この未開な原野を、豊かなる耕地へと転ずることを願望するという程度に止めたい。

以上を綜合して、審査員一同は、松田君の本論考を以て、法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するに適当なるものと思考し、ここに一致して、それを推挽する次第である。

昭和六十三年二月

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　利光三津夫
副査　慶應義塾大学文学部教授　村山　光一
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　中村　勝範
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学博士　向井　健